



05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

Table with 18 columns: 管理コード, 提案事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 拡充提案・関係機関に係る規制の特異性(事項名), 求める措置の具体的な内容, 真実的事実の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府県庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 「措置」の内容の見直し, 各府県庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案事項管理番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁. Rows include items 0520070, 0520080, 0520090, 0520100, and 0520110, covering topics like cultural activities, international law, international conventions, and financial markets.

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る特例措置の事項・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
0520130	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの優先な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。	Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内の提供と関係する特例措置の創設 (1) 国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続きまででの案内の提供、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの優先な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して種々な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡便化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・検査機まで誘導するための案内の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果が極めて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	D					海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に結びつかわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化などが望まれる。こうした観点から、立入制限区域の誘致を兼ねない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図りたい。	D					1 0 6 6 0 7 0		大阪府	大阪府	法務省
0520140	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		委員・乗客以外の者の入国審査場等立入制限区域への立入りは、関係府県から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で定められているものと通知している。	Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内の提供と関係する特例措置の創設 (2) 国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続きまででの案内の提供、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの優先な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して種々な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡便化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・検査機まで誘導するための案内の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果が極めて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	C				海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に結びつかわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図りたい。	C					1 0 6 6 0 7 1		大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省	
0520150	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法に入会していない者は、登記に関する事務の代理業務、事務作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰則が科される。	企業や市民が、行政書士に許認可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの流れて行政書士が商業・法人登記申請代理を行えるようにしたい。 具体的な内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨を明文化して頂きたい。	このような事柄は、本来「登記申請書だけを作成する職業である司法書士が、事実を確定する書類(定款・議事録など)まで「ついで」に作成してしまうため、起こる問題です。新認可制度やビザ手続きの専門家である行政書士に開許すれば、このような事柄は回避できます。 ■本提案のメリット ○ 別紙記載のような、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。 ○ 国民にとって相談先が増えるので、(財)民事法務協会に対して国が支出している予算を削減できる。 ○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する予算削減に資する。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の最大化を防げる。 ○ 定款・議事録を作成した行政書士が、その流れで登記すれば、法務局からの質問にその場で回答することができるため、適正な登記に資する。 本提案は、オンラインに限定したもので結構です。また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考える場合には、まず特区にて、本面にそのようなデメリットがあるかどうか、試験実施して頂きたい。	C	1			登記申請書を作成するに当たっては、登記申請書の記載内容や送付書類の内容が関係法令等に合致するものであり、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうかを判断し、判断する能力が資格代理人には必要とされ、高度な専門性が求められる。行政書士は、業として許認可手続や定款作成等を行っていることから、行政書士に商業・法人登記が入るとの主張であるが、そもそも、許認可手続等を行うに必要な知識と商業・法人登記に必要とされる知識とは、要求される能力が全く別のものである。よって、行政書士が許認可手続等を行っているような場合をもって、商業・法人登記の申請手続の代理を業として行える能力も備えていることと同視することはできず、行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格であると思われない以上、登記の手続がオンライン申請であるにもかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業とすることは相当ではない。	C	1			1 0 6 9 0 7 0		個人	滋賀県	法務省		
0520160	登記事務の地方自治体への移管	法務省設置法第4条第1号、第18条第1項	法務局及び地方法務局は、法務省の所管事務のうち、第4条第21号に掲げる事務(登記事務)を分掌する。	企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスでき、かつ、現在の法務局の事務を削減し、地域主権を推進するため、登記事務を法務局から地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。 ○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政の簡素化・合理化に資する。(そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その自治体でなく、国の出先機関である法務局の管轄であることが不合理である。) ○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報にアクセスしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。	C	1			登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の根幹を支える制度であるため、国が維持管理すべき制度である。この登記制度のうち不動産登記制度は、国民の重要な権利である不動産について、その所有権の内容及び権利関係を明確にして、取引の安全を確保するとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基盤をなしている。また、商業登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引関係を確立する制度であり、国家運営の基盤をなしている。 このように、国家運営の基本をなす登記事務については、重要な国家施策の実現に資するため、その企業や市民に委譲しながら制度を運用し、あるいは見直しが必要があることから、国が企画・立案から業務執行まで一貫して行うべきである。 以上のことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。	C	1			1 0 6 6 0 2 0		個人	滋賀県	法務省		